

○栃木市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則

平成29年3月31日

規則第23号

改正 平成29年6月28日規則第26号

令和3年6月14日規則第32号

令和6年4月1日規則第17号

(題名改称)

令和7年3月31日規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の施行に関し、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(令6規則17・一部改正)

(省令第3条第1項の市長が必要と認める図書)

第2条 省令第3条第1項（省令第9条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により市長が必要と認める図書は、次のとおりとする。

(1) 標準入力法・主要室入力法（法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）であって、市長が指定するものをいう。）を用いて建築物エネルギー消費性能適合性判定（非住宅部分の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚染処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する建築物以外の建築物に係るものに限る。）を行う場合にあっては、省令第3条第1項の計画書の正本及び当該正本に添える同項の表に掲げる図書の写し

(2) その他市長が必要と認める図書

(平29規則26・追加、令3規則32・令7規則26・一部改正)

(省令第13条の軽微な変更に関する証明書の交付の申請)

第3条 建築主は、省令第13条の規定により、エネルギー消費性能確保計画の変更が省令第5条（省令第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求めるときは、軽微変更該当証明申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(平29規則26・追加、令6規則17・令7規則26・一部改正)

(建築物エネルギー消費性能確保計画の取下げ)

第4条 法第11条第1項若しくは第2項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を提出し

た者又は法第12条第2項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を通知した者は、建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書の交付を受ける前に当該提出し、又は通知した建築物エネルギー消費性能確保計画を取り下げようとするときは、建築物エネルギー消費性能確保計画取下申出書（別記様式第2号）により、その旨を市長に申し出なければならない。

（平29規則26・追加、令7規則26・旧第5条繰上・一部改正）

（建築物等に係る報告）

第5条 建築主等は、法第15条第1項の規定により報告を求められた場合には、建築物等報告書（別記様式第3号）に市長が必要と認める図書を添付して、市長に報告するものとする。

（平29規則26・追加、令7規則26・旧第6条繰上・一部改正）

（建築物エネルギー消費性能確保計画に基づく建築物の新築等を取りやめる旨の申出）

第6条 建築主は、建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであると判定された建築物エネルギー消費性能確保計画に基づく建築物の新築等を取りやめようとするときは、遅滞なく、建築物エネルギー消費性能確保計画に基づく建築物の新築等取りやめ申出書（別記様式第4号）に法第11条第6項に規定する適合判定通知書を添えて、その旨を市長に申し出なければならない。

（平29規則26・追加、令7規則26・旧第7条繰上・一部改正）

（省令第20条第1項の市長が必要と認める図書）

第7条 省令第20条第1項の規定により市長が必要と認める図書は、次のとおりとする。

- (1) 法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合している旨を証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。）の交付を受けた場合にあっては、当該書類
- (2) 前号に掲げる図書を省令第20条第1項の申請書に添付しない場合であって、非住宅部分を含む一の建築物全体に係る法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（標準入力法・主要室入力法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。）を用いるものに限る。）を行う場合にあっては、省令第20条第1項の申請書の正本及び当該正本に添える同項の表に掲げる図書の写し
- (3) その他市長が必要と認める図書

（平29規則26・旧第2条繰下・一部改正、令3規則32・一部改正、令7規則26・旧第8条繰上・一部改正）

（建築物エネルギー消費性能向上計画を認定しない旨の通知）

第8条 市長は、法第29条第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合しないことを認めたとき、又は同条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第15項の規定による通知書（同法第6条第1項に規定する建築基準関係規定（以下「建築基準関係規定」と

いう。)に適合しない旨の通知書に限る。)の交付を受けたときは、認定しない旨を当該申請者に通知するものとする。

(平29規則26・旧第3条繰下・一部改正、令3規則32・一部改正、令7規則26・旧第9条繰上・一部改正)

(建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出)

第9条 法第30条第2項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの建築主事又は建築副主事の審査を受けるよう申出をしようとする者は、省令第3条第1項に定めるもののほか、同項に規定する申請書の副本1通及び添付図書並びに建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書の正本1通及び副本2通を、市長に提出するものとする。

(平29規則26・旧第4条繰下、令3規則32・令6規則17・一部改正、令7規則26・旧第10条繰上・一部改正)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請の取下げ)

第10条 法第29条第1項の規定による認定の申請をした者は、認定を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請取下申出書(別記様式第5号)により、その旨を市長に申し出なければならない。

(平29規則26・旧第5条繰下・一部改正、令3規則32・一部改正、令7規則26・旧第11条繰上・一部改正)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更への準用)

第11条 第8条から前条までの規定は、法第31条第1項の認定について準用する。この場合において、第8条中「法第29条第1項」とあるのは「法第31条第1項」と、「法第30条第1項各号」とあるのは「法第31条第2項において準用する法第30条第1項各号」と、「同条第4項」とあるのは「法第31条第2項において準用する法第30条第4項」と、第9条中「法第30条第2項」とあるのは「法第31条第2項において準用する法第30条第2項」と、前条中「法第29条第1項の規定による認定」とあるのは「法第31条第1項の規定による変更の認定」と読み替えるものとする。

(平29規則26・旧第6条繰下・一部改正、令3規則32・一部改正、令7規則26・旧第12条繰上・一部改正)

(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の新築等の状況に関する報告)

第12条 認定建築主(法第31条第1項に規定する認定建築主をいう。以下同じ。)は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の工事が完了したときは、速やかに、工事完了報告書(別記様式第6号)に市長が必要と認める図書を添えて、その旨を市長に報告しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、認定建築主は、法第32条の規定により報告を求められた場合には、状況報告書(別記様式第7号)に市長が必要と認める図書を添えて、市長に報告するものとする。

(平29規則26・旧第7条繰下・一部改正、令3規則32・令6規則17・一部改正、令7

規則 26・旧第 13 条繰上・一部改正)

(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等を取りやめる旨の申出)

第 13 条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等を取りやめようとするときは、遅滞なく、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等取りやめ申出書（別記様式第 8 号）に認定通知書（変更の認定を受けた者にあつては、認定通知書及び変更認定通知書）を添えて、その旨を市長に申し出なければならない。

(平 29 規則 26・旧第 8 条繰下・一部改正、令 6 規則 17・一部改正、令 7 規則 26・旧第 14 条繰上)

(補則)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(平 29 規則 26・旧第 9 条繰下、令 7 規則 26・旧第 19 条繰上)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年規則第 26 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年規則第 32 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年規則第 17 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年規則第 26 号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条の改正規定（「第 15 条第 1 項」を「第 14 条第 1 項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

（宛先）栃木市長

申請者の住所又は主たる事務所の所在地	
申請者の氏名又は名称 代 表 者 の 氏 名	
設 計 者 の 氏 名	

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 13 条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同規則第 5 条（同規則第 9 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1 計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定	
2 適合判定通知書番号	第 号
3 適合判定通知書交付年月日	年 月 日
4 適合判定通知書交付者	

（本欄には記入しないでください。）

受 付 欄	軽微変更該当証明書番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

注 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第 1 の第 2 面から第 5 面までに記載すべき事項を記載した書類を添付してください。

別記様式第2号（第4条関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画取下申出書

年 月 日

（宛先）栃木市長

申出者の住所又は 主たる事務所の所在地	
申出者の氏名又は名称 代 表 者 の 氏 名	

次の計画を取り下げたいので、栃木市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第4条の規定により申し出ます。

1 建築物エネルギー消費性能確保 計画（変更計画）受付番号	第 号
2 建築物エネルギー消費性能確保 計画（変更認定）受付年月日	年 月 日
3 計画に係る建築物の位置	栃木市
4 取下げの理由	
5 備考	
※受付欄	

別記様式第3号（第5条関係）

建築物等報告書

年 月 日

（宛先）栃木市長

報告者の住所又は 主たる事務所の所在地	
報告者の氏名又は名称 代 表 者 の 氏 名	

栃木市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第5条の規定により、次のとおり特定建築物等の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について報告します。

1 直近の適合判定通知書番号	第 号
2 直近の適合判定通知書交付年月日	年 月 日
3 特定建築物等の位置	栃木市
4 報告の内容	
※受付欄	

別記様式第4号（第6条関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画に基づく建築物の新築等取りやめ申出書

年 月 日

（宛先）栃木市長

申出者の住所又は 主たる事務所の所在地	
申出者の氏名又は名称 代 表 者 の 氏 名	

建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであると判定された建築物エネルギー消費性能確保計画に基づく建築物の新築等を取りやめたいので、栃木市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第6条の規定により申し出ます。

1 適合判定通知書番号	第 号
2 適合判定通知書交付年月日	年 月 日
3 計画に係る建築物の位置	栃木市
4 備考	
※受付欄	

別記様式第5号(第10条関係)

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請取下申出書

年 月 日

(宛先) 栃木市長

申出者の住所又は 主たる事務所の所在地	
申出者の氏名又は名称 代 表 者 の 氏 名	

次の認定の申請を取り下げたいので、栃木市建築物のエネルギー消費性能の
向上等に関する法律施行細則第10条の規定により申し出ます。

1 建築物エネルギー消費性能向上計 画の認定(変更認定)申請受付番号	第 号
2 建築物エネルギー消費性能向上計 画の認定(変更認定)申請受付年月日	年 月 日
3 認定申請に係る建築物の位置	栃木市
4 取下げの理由	
5 備考	
※受付欄	

別記様式第6号(第12条関係)

工事完了報告書

年 月 日

(宛先) 栃木市長

報告者の住所又は 主たる事務所の所在地	
報告者の氏名又は名称 代 表 者 の 氏 名	

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の工事が完了したので、栃木市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第12条第1項の規定により報告します。

1 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 (変更認定) 番号	第 号
2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 (変更認定) 年月日	年 月 日
3 認定に係る建築物の位置	栃木市
4 工事完了年月日	年 月 日
5 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築等が完了したことを確認した建築士等	(級) 建築士 () 登録第 号 住 所 氏 名 (級) 建築士事務所 () 知事登録第 号 名 称 所在地
※受付欄	

注 工事監理報告書、建設住宅性能評価書等の写しを添付してください。

別記様式第7号(第12条関係)

状況報告書

年 月 日

(宛先) 栃木市長

報告者の住所又は 主たる事務所の所在地	
報告者の氏名又は名称 代 表 者 の 氏 名	

栃木市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第12条第2項の規定により、次のとおり認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の状況について報告します。

1 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更認定)番号	第 号
2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更認定)年月日	年 月 日
3 認定に係る建築物の位置	栃木市
4 報告の内容	
※受付欄	

別記様式第8号(第13条関係)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等取りやめ申出書

年 月 日

(宛先) 栃木市長

申出者の住所又は 主たる事務所の所在地	
申出者の氏名又は名称 代 表 者 の 氏 名	

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等を取りやめたいので、栃木市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第13条の規定により申し出ます。

1 建築物エネルギー消費性能向上 計画の認定(変更認定)番号	第 号
2 建築物エネルギー消費性能向上 計画の認定(変更認定)年月日	年 月 日
3 認定に係る建築物の位置	栃木市
4 備考	
※受付欄	

別記様式第1号（第3条関係）

（平29規則26・追加、令3規則32・令6規則17・令7規則26・一部改正）

別記様式第2号（第4条関係）

（平29規則26・追加、令3規則32・令6規則17・令7規則26・一部改正）

別記様式第3号（第5条関係）

（平29規則26・追加、令3規則32・令6規則17・令7規則26・一部改正）

別記様式第4号（第6条関係）

（平29規則26・追加、令3規則32・令6規則17・令7規則26・一部改正）

別記様式第5号（第10条関係）

（平29規則26・旧別記様式第1号繰下・一部改正、令3規則32・令6規則17・令7規則26・一部改正）

別記様式第6号（第12条関係）

（平29規則26・旧別記様式第2号繰下・一部改正、令3規則32・令6規則17・令7規則26・一部改正）

別記様式第7号（第12条関係）

（平29規則26・旧別記様式第3号繰下・一部改正、令3規則32・令6規則17・令7規則26・一部改正）

別記様式第8号（第13条関係）

（平29規則26・旧別記様式第4号繰下・一部改正、令3規則32・令6規則17・令7規則26・一部改正）